

令和 3 年度

専門訴訟担当裁判官事務打合せ

協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局
最高裁判所事務総局行政局

この資料は、令和3年9月に、各高等裁判所の所在地にある地方裁判所並びに横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸の地方裁判所の民事専門訴訟（医事関係訴訟、建築関係訴訟、商事関係訴訟、交通関係訴訟、行政関係訴訟、労働関係訴訟及び知的財産関係訴訟）を担当する専門部又は集中部の部総括裁判官又はこれに準ずる裁判官（ただし、高松地方裁判所にあっては、これらの民事専門訴訟を担当する部総括裁判官）が出席（ウェブ会議の方法）して開催された専門訴訟担当裁判官事務打合せの協議結果の要旨を取りまとめたものである。各協議結果の概略は次のとおりである。

1 協議事項1（専門訴訟のプラクティスの集積・共有・発信・実践の在り方について）について

(1) 専門部及び集中部（以下「専門部等」という。）における審理運営上のプラクティスの集積・共有や専門部等非設置庁（以下「非設置庁」という。）への発信の取組について、こうした取組を定着させ、より合理的・効果的なものとするためには、ニーズを踏まえたものであることが望ましく、さらに、特定の個人の努力に依存しない組織的かつ持続可能な取組としていく必要があるという観点から協議がされた。

ア まず、プラクティスの集積・共有のための部内・庁内における取組と庁を越えた取組のそれぞれについて、執務要領やデータベース等の作成、ミーティング等の活用、各庁の集中部同士の意見交換会の実施等の取組例が紹介された。同時に、継続の困難さや取組のための負担という課題についても指摘され、これに対する方策として、事前準備不要で議事録を作成しない部内ミーティングの実施や、他庁との協議会について負担の少ない方法に見直すための具体的な取組等の工夫例が紹介された。

そして、今後の取組の方向性として、オンライン方式の活用等の新たな取組の提案がされた。

イ 次に、専門部等から非設置庁に対するプラクティスの発信の在り方について協議がされ、専門部等が一定の役割を果たしていく必要があるとの認識については、専門部等の裁判官の間で一定程度共有されているとの指摘がされるとともに、非設置庁への発信のために行われている取組として、高裁管内の非設置庁との協議会や意見交換会等の具体例が紹介された。

また、非設置庁のニーズを踏まえた発信の在り方についても意見交換が行われ、非設置庁は、必ずしも庁や部としての見解を求めている

わけではなく、文献等に記載されていない事項について勘所やポイントなどの言語化しにくい点を知りたいと考えて専門部等に所属する裁判官に相談する場合もあるというニーズを踏まえ、非設置庁に対する情報提供として、ウェブ会議等を利用して裁判官室での議論のように気軽に意見交換する機会があつてもいいのではないか、もっとも、その際には、専門部等としての見解ではなく裁判官個人の経験を話すレベルのものであることを認識してもらう必要があるとの指摘があった。そのほか、非設置庁からの問合せを受け付ける相談窓口の設置を検討しているとの発言もあった。

(2) 次に、プラクティスを実践に移すに当たっては、弁護士にプラクティスを十分に理解してもらい、これを踏まえた訴訟活動をしてもらうよう働き掛けていくことが重要であるところ、弁護士に対する働き掛けに係る各庁・各専門分野における取組の実情及び課題について意見交換がされ、効果的な働き掛けを行っていくための方策について議論がされた。

弁護士会との勉強会や、交通事件における一覧表を利用した新たな審理を導入するに当たっての弁護士に対する働き掛けの取組等の具体例について紹介がされるとともに、今後、IT化が進む中で新たな審理運営のプラクティスを導入・実践していくに当たり、弁護士に対する効果的な働き掛けの在り方を模索し、それを実践することが重要であることが確認された。

2 協議事項2（専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性等について）について

専門訴訟のプラクティスの中には、他の専門分野や通常の民事訴訟で応用することが可能なものも少なくないと考えられ、また、既存の専門訴訟の審理運営の在り方にとらわれることなく、専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性を探っていくことは、専門訴訟の審理運営の在り方を見直す一つのきっかけとなり得るのみならず、IT化が進む中で今後の民事訴訟のあるべき姿を検討していく上でも有益である。そのような観点から、専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性や、IT化が進む中で、専門訴訟につき、審理運営上の工夫をいかに図っていくかについて意見交換がされた。

(1) まず、専門訴訟の争点・証拠整理のプラクティスとして実践されている一覧表を用いた審理の応用可能性について協議がされた。

応用可能性を議論する前提として、一覧表を用いた争点・証拠整理が

行われている目的やその本質的な有用性について意見交換がされたところ、一覧表には判断枠組みが組み込まれており、当事者にその枠組みに沿った適切な主張を促すことができる、主張・争点・証拠の整理の状況を可視化することにより、裁判所と当事者の間で認識を共通化し、一覧表を審理のロードマップとして争点・証拠整理を進めることができるなどの指摘がされた。

このような本質的有用性を踏まえ、一覧表を用いた争点・証拠整理のプラクティスを専門訴訟以外の民事訴訟一般においても応用することが可能である旨の指摘がなされ、一覧表を用いた審理の実践例が紹介されるとともに、どのような目的でどのような一覧表を利用して争点・証拠整理を行うかについて当事者と早い段階で意見交換することが重要である、一覧表の作成を自己目的化してはならず、当事者に対しては作成の趣旨・目的を明確に説明する必要があるとの指摘がされた。

(2) 次に、専門訴訟における他のプラクティスの応用可能性について意見交換がなされたところ、医療事件における過失論や専門家の活用方法の応用可能性等について指摘がされ、専門訴訟におけるプラクティスの民事訴訟一般における応用可能性を検討することにより、既存の審理運営の在り方にとらわれない民事訴訟のあるべき姿を検討していくことが重要であることが改めて確認された。

(3) また、IT化が進む中における専門訴訟の審理運営上の工夫について意見交換がされ、Teamsの各種機能を利用することにより、争点・証拠整理の充実や口頭議論の活性化につながっているとの指摘や、証拠の提出方法について弁護士会とも議論する必要があるとの指摘等がされた。

3 協議事項3（専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について）について

(1) 専門的知見は、当該専門分野の専門訴訟において必要とされるにとどまらず、他の専門分野や通常の民事訴訟においても必要とされることが少なくなく、また、専門部等にとどまらず、非設置庁においても必要とされることから、専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について意見交換がされた。

他庁所属の専門委員の職務代行を依頼するに当たっては、各庁が専門家団体との間で取り決めるなどした各庁特有のルールに従う必要があるため、ハードルの高さを感じる、医事関係の鑑定人ネットワークにお

いては推薦依頼できるのは医事関係訴訟に限られるという制約があるといつた指摘がされ、専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用を促進するためには、こうした各庁特有のルールや制約を解消するための取組をする必要があるとの認識が示された。

- (2) 次に、専門的知見を積極的に活用する前提として、様々な専門分野の専門家を確保する必要があるところ、専門家の確保に当たってのあい路や、あい路を解消するための方策について意見交換がされた。

目 次

協議事項 1 専門訴訟のプラクティスの集積・共有・発信・実践の在り方について	1
【協議の概要】	1
1 専門部等におけるプラクティスの集積・共有の在り方について	1
(1) プラクティスの集積・共有の取組の実情について	1
(2) プラクティスの集積・共有の取組における課題について	2
(3) 今後の取組の方向性について	3
2 専門部等から非設置庁に対するプラクティスの発信の在り方について	3
(1) 専門部等が果たすべき役割に係る認識の実情について	3
(2) 非設置庁に対するプラクティスの発信の取組の実情及び課題について	4
(3) 非設置庁における専門部等のプラクティスの取得・活用の実情及び課題について	4
(4) 非設置庁のニーズを踏まえたプラクティスの発信のためのさらなる取組について	5
3 プラクティスの実践に向けた弁護士に対する働き掛けの在り方について	5
協議事項 2 専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性等について	7
【協議の概要】	7
1 専門訴訟の争点・証拠整理のプラクティスの応用可能性について	7
(1) 一覧表を用いた争点・証拠整理のプラクティスの本質的有用性	7
(2) 一覧表を用いた争点・証拠整理のプラクティスの応用可能性	8
2 専門訴訟におけるその他のプラクティスの応用可能性について	10
3 I T 化が進む中における専門訴訟の審理運営上の工夫について	10
協議事項 3 専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について	12
【協議の概要】	12
1 専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について	12
2 専門家の確保について	12

協議事項1 専門訴訟のプラクティスの集積・共有・発信・実践の在り方について

- 1 専門部等におけるプラクティスの集積・共有の在り方について
 - (1) プラクティスの集積・共有の取組の実情について
 - (2) プラクティスの集積・共有の取組における課題について
 - (3) 今後の取組の方向性について
- 2 専門部等から非設置庁に対するプラクティスの発信の在り方について
 - (1) 専門部等が果たすべき役割に係る認識の実情について
 - (2) 非設置庁に対するプラクティスの発信の取組の実情及び課題について
 - (3) 非設置庁における専門部等のプラクティスの取得・活用の実情及び課題について
 - (4) 非設置庁のニーズを踏まえたプラクティスの発信のためのさらなる取組について
- 3 プラクティスの実践に向けた弁護士に対する働き掛けの在り方について

【協議の概要】

- 各専門分野において多数の同種事件を処理する専門部等においては、これまでも審理運営上のプラクティスを集積し、集積したプラクティスを部門のみならず部や庁を越えて共有するとともに、非設置庁に発信するといった取組がされてきた。こうした取組を定着させ、より合理的・効果的なものとするためには、ニーズを踏まえたものであることが望ましく、さらに、特定の個人の努力に依存しない組織的かつ持続可能な取組としていく必要があるという観点から、プラクティスの集積・共有・発信に係る各庁・各専門分野における取組の実情及び課題について意見交換がされ、上記のような取組としていくための方策について議論がされた。
- また、プラクティスを実践に移すに当たっては、弁護士にプラクティスを十分に理解してもらい、これを踏まえた訴訟活動をしてもらうよう働き掛けていくことが重要であるところ、弁護士に対する働き掛けに係る各庁・各専門分野における取組の実情及び課題について意見交換がされ、効果的な働き掛けを行っていくための方策について議論がされた。

- 1 専門部等におけるプラクティスの集積・共有の在り方について
 - (1) プラクティスの集積・共有の取組の実情について
 - ア 部内・庁内における取組
 - 部内におけるプラクティスの共有のための取組として、①執務要領

の作成、蓄積された情報の整理、参考文献リスト・有益情報のデータベース化、②定例のミーティングでの情報共有、③初めて部に配属された裁判官へのオリエンテーションの実施を行っている。①については、取組の継続のために毎年担当係を決めて情報を更新している。

- 検索可能なノウハウ集を作成している。転出する裁判官には必ず何かを書き込んでもらうようするなど、継続するための工夫を図っている。
- 合議判決で問題となった点等を部内ミーティングで情報共有するとともに、簡単なメモを残し、キーワードで検索できるようにしている。今後は他庁との協議会での協議事項も同じファイルで検索できるようにしたい。

イ 庁を越えた取組

- 同一分野の専門訴訟を取り扱う集中部間で定期的に会合を開き、その結果は書記官、支部や非設置庁にも情報共有している。
- 同一分野の専門訴訟を取り扱う集中部が参加する意見交換会が定期的に開催されているが、大規模庁での事件処理の実情について情報を得ることができて有益である。
- 近隣庁の集中部の左陪席同士のレベルでもノウハウを共有する会合を開催している。

(2) プラクティスの集積・共有の取組における課題について

(継続の困難さと工夫例)

- 中小規模庁においてはプラクティスの継続性が課題であり、執務要領も毎年改訂し、プラクティスについて弁護士を含めて議論していく必要があると感じている。
- 個別事件の実践的ノウハウについて引き継いでいるので、各種のメモで参考になるものがあれば引き継いでいくことや、データベース化に取り組むことを考えている。

(取組のための負担と工夫例)

- 他庁の専門部等との協議会のほかにも支部、簡裁、弁護士等外部とも協議会等を行っており、事件処理を抱えながらこれらに対応するのは負担が大きい。他庁の専門部等との協議会は協議問題が多いために負担が大きかったが、昨年から少し問題数を減らした。
- 部内でプラクティスを共有しようとすると陪席裁判官の負担が重くなりがちなので、気軽に共有できる場を作ることも大切である。当部では、

週1回、事前準備不要で議事録も作成しない形のミーティングを行っている。

(3) 今後の取組の方向性について

(オンラインの活用)

- 参集方式で開催する協議会の場合、出張して参加する庁の裁判官は一部しか参加できないが、オンライン方式での協議会であれば、より多く協議に参加できる上、時間的・体力的なメリットも大きい。もっとも、ざっくばらんに話せる機会があるなど、直接会うことにもメリットがあるので、参集方式とオンライン方式をうまく組み合わせるのが望ましい。
- 他庁の専門部に着任したばかりの裁判官へのオリエンテーションにオンラインで参加させてもらった。このような方法であれば、集中部を含めて多くの庁が参加することができる。
- テレビ会議は、設備の確保が難しく日程が入りにくいという難点があったが、ウェブ会議は日程を入れやすい。専門部等のノウハウを蓄積した一覧表等の各庁のツールをTeams上で共有すれば、さらに深く意見交換できるのではないか。

(新たな取組の必要性)

- 同じ分野の専門部等が庁内にないので、年に1回の他庁との協議会を待つことなく、集中部同士で様々な課題をタイムリーに相談できる場があればと感じている。当部の裁判官から大規模庁の専門部の裁判官に直接質問することはあるが、相談窓口があればありがたい。同様のニーズは非設置庁にもあるのではないか。

2 専門部等から非設置庁に対するプラクティスの発信の在り方について

(1) 専門部等が果たすべき役割に係る認識の実情について

- 部内において、専門部等の役割として非設置庁に対する情報発信をすべきであるという認識は共有されている。司法研修所の研究会でプラクティスを情報提供しているほか、審理運営指針や参考文献リストを公表している。
- 法改正により全国に多くの同種の非訟事件が係属することが予想されたため、部内でプラクティスを検討し、各庁に共有した。全国に同種の事件が係属したときに各庁における処理の参考になるよう、専門部等から適切な形での情報発信を行うことも必要であると考えている。

(2) 非設置庁に対するプラクティスの発信の取組の実情及び課題について
(非設置庁との意見交換)

- 非設置庁も含めた高裁管内の各地裁との間で意見交換会を始めた。
- 非設置庁からの個別の要望を受けて、意見交換をする場を設けている。
- 高裁管内の各庁の裁判官と医師が参加する高裁主催の協議会において、情報発信を行っているほか、裁判官のみが参加する意見交換の際にも非設置庁の問題意識にも配慮しながら協議を行っている。

(庁内の通常部の裁判官等への発信)

- 通常部の裁判官もメンバーに入った専門訴訟に関する委員会を開催している。委員会では、専門分野の枠を超えて、全ての専門委員に関する情報をリスト化する等して共有している。
- 初めて単独事件を担当する裁判官等を対象として、2か月に1回程度、専門部等勤務経験のある裁判官が講師となり、専門訴訟勉強会を開催している。ただし、講師の負担や、必ずしもその分野の経験がある裁判官がいるわけではないことから、持続可能性に課題がある。

(持続可能性等)

- 個人的な伝手を頼って問合せがあった場合には、周りの裁判官と議論して回答するようにしているが、個人的な対応では限界がある。組織的に対応し、問合せがあった際にすぐ回答できるように内部体制を構築したいと考えている。

(3) 非設置庁における専門部等のプラクティスの取得・活用の実情及び課題について

- 非設置庁での勤務の経験からすると、例えば執行、保全、労働、商事のように文献による調査に限界がある分野は、専門部等からの発信に対するニーズが高い。他方、書籍の執筆や執務要領の提供で十分に専門部等のプラクティスを取得できると感じられる分野もある。
- 専門部等が他庁からの相談窓口を設置することの有用性は感じており、非設置庁におけるニーズがあることも理解しているが、論点によっては裁判官の間で見解が異なることが多いし、部への問合せとなると、どうしても専門部等や庁の看板を背負ってそれなりの回答を用意する必要があると感じてしまう。
- 非設置庁の立場からいえば、専門部等に相談する場合、その庁や部の統一見解が知りたいわけではなく、考え方・見解が分かれるところについて、その勘所や新しい考え方、ポイントなどの言語化しにくいところを知り

たいことが多いように思われる。

- 専門部等で得た知見は非設置庁に転勤しても役に立つが、その知見が古くなってしまうことも少なくない。適時に情報をアップデートするためにも専門部等からの情報発信が重要である。

(4) 非設置庁のニーズを踏まえたプラクティスの発信のためのさらなる取組について

(非設置庁への情報発信)

- 非設置庁からの個別の問合せに対して個別に回答するのみでは、その他の庁の同様の疑問は解消できない。専門部等からの回答を広く共有できるようすれば、非設置庁のニーズにも適い、専門部等にとっても一度の回答で済むというメリットがある。
- 文献に書かれていることから更に踏み込んだ点を知りたいという非設置庁のニーズに応えるため、問合せ窓口の設置等を行いたいと考えている。
- 現在も行っている専門部等同士の協議会を、参加庁以外にも傍聴してもらうというのは、負担が増えるわけではないし、新たな取組として行うことが考えられる。ただし、非設置庁では少ない類型の事件を議題として取り上げることも多いので、非設置庁の関心がある議題について必要に応じて参加してもらうのがよいのではないか。

(オンラインの活用)

- 専門部等から非設置庁への情報提供として、月に1時間程度、少人数でウェブ会議を活用して、裁判官室での議論のように気軽に話す機会があつてもいいのではないか。ただし、裁判官室での議論とは異なり、発言に勘違い等などがあった場合に訂正する機会があるわけではないため、非設置庁の裁判官には、専門部等としての見解ではなく、個人の経験を話すレベルのものであるということは念頭に置いてもらう必要がある。

3 プラクティスの実践に向けた弁護士に対する働き掛けの在り方について

(具体的な成果につながった事例)

- 弁護士会との間で、3か月に1回勉強会を開催しており、議論を重ねることで相互理解につながっている。平成29年にはその成果を判例雑誌で公表した。最近は、労働事件を初めて担当する弁護士でも活用できるツールを作成する取組を行っており、弁護士会の勉強会で使用され、完成後には弁護士会内で配布することも検討している。

- 一覧表を用いた交通事件に関する審理を始めるに当たっての弁護士への働き掛けとして、①意見交換会で一覧表の使用方法等をプレゼンする、②弁護士会の委員会のウェブサイトに一覧表を掲載してもらう、③委員会の委員や弁護士会の副会長など複数のルートで一覧表の周知を依頼する、④一覧表の利用に関するチラシを作成し書記官室のカウンターに設置する、⑤Team'sの各事件のチームのチャット欄に紹介文とチラシへのリンクを書き込む、⑥弁護士会報に載せてもらう、という取組を行った。現在も、弁護士のニーズを確認しようとしているところである。

(事件を通じた働き掛け)

- 事件の都度、裁判官のプラクティスや弁護士の訴訟活動のよいやり方を部内で共有し、それを他の事件の代理人にも徐々に浸透させていくことが考えられる。

(プラクティスの公開)

- 交通事件における「赤い本」は裁判官、弁護士双方にとって必携書となつており、プラクティスを定着させる上での共通言語となっている。他の専門訴訟でも、裁判所と代理人が共通して活用できるような資料等を裁判所のウェブサイト等で公開したり、弁護士向けの講演を行ったりして発信していくことが考えられる。

協議事項2 専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性等について

- 1 専門訴訟の争点・証拠整理のプラクティスの応用可能性について
- 2 専門訴訟におけるその他のプラクティスの応用可能性について
- 3 IT化が進む中における専門訴訟の審理運営上の工夫について

【協議の概要】

各専門分野における専門訴訟の審理運営において発展してきたプラクティスの中には、他の専門分野や通常の民事訴訟で応用することが可能なものも少なくないと考えられ、また、既存の専門訴訟の審理運営の在り方にとらわれることなく、専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性を探っていくことは、専門訴訟の審理運営の在り方を見直す一つのきっかけとなり得るのみならず、IT化が進む中で今後の民事訴訟のあるべき姿を検討していく上でも有益である。そのような観点から、専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性や、IT化が進む中で、専門訴訟につき、審理運営上の工夫をいかに図っていくかについて意見交換がされた。

1 専門訴訟の争点・証拠整理のプラクティスの応用可能性について

(1) 一覧表を用いた争点・証拠整理のプラクティスの本質的有用性 (判断枠組みの設定)

- 医療事件や建築事件で使用されている一覧表の本質的な有用性として、判断枠組みが組み込まれていることが挙げられる。一般の民事訴訟でも不定型の契約が問題となる事件では、まず判断枠組みを一致させるのに時間や労力を要するため、一覧表やその応用を活用することは有用である。他方で、一覧表を作ることが自己目的化している事案もあり、代理人に作成を促すにあたっては、「作ることになっているから」と漫然と促すのではなく、作成の趣旨・目的（判決に添付する、鑑定人に交付する、インデックスとして使用する等）を明確に説明する必要がある。代理人に作成を促した際に「準備書面の切り貼りでよいか」と質問されたので、作成趣旨を丁寧に説明したことで理解してもらえたことがある。
- 裁判所は、争点中心型の審理になっていくよう当事者をリードする必要があるが、一覧表は審理のロードマップとなり、判断枠組みや結果を導く重要な点について可視化し、裁判所と双方当事者の共通認識を得るための一助となる。このような共通認識を得られず、代理人が裁判所の問題意識を認識できないと、必要以上に主張・反論をして準備書面の応酬が続いてしまうことがある。

(交通事件における一覧表の活用及びその狙い)

- 令和3年から、交通事件につき、審理の早期の段階から定型の一覧表を用いて審理を行うこととした。一覧表の有用性として、主張等の漏れをなくせること、主張・争点・証拠等の争点整理を可視化でき、それを裁判所と代理人の共通認識として審理を進めることができることが挙げられる。また、ウェブ会議による期日では画面共有機能を用いて、一覧表を基に、現時点の争点整理の状況や今後の方針を口頭議論することができる。新しい一覧表の書式の浸透度としては、新件段階で書式が用いられているのは1割程度であるが、提訴後に作成を促すことで、合議事件では全件、単独事件では多い様で7割から8割程度使用されている。
- 一覧表の効用として、まず、準備書面のみだと記載漏れや記載順序にばらつきが多く、訴状審査をする書記官や裁判官の負担が大きかったが、定型の一覧表により一覧できるようになり、負担が減った。また、定型の一覧表を使用することより損害の把握、計算がしやすくなる。一覧表は当事者が作成するので、裁判所は準備書面から手控えを作成する作業を省略でき審理に集中することができる。また、書記官の事案把握が容易化し、書記官事務の効率化が図れる。さらに、主張対比による主張・争点整理の促進及び和解案作成時の労力の削減も図れるし、弁護士は該当する欄に証拠を記入することになるので、証拠提出の促進にもつながる。IT化に向けて、様々なフォーマットの一覧表が乱立するのを避けたいという狙いもある。

(一覧表による事案の概要や要点等の明確化)

- 一覧表の有用性として、当事者の事案解明責任の明確化もある。準備書面を作成しているのに更に一覧表を作成することの意義については、準備書面のみでは要点を確認するだけで時間がかかるてしまい、口頭で説明するのみだと後に残らないが、一覧表にすることで事件の構造や要点を明らかにさせることができ、ポイントを絞った議論や証拠の整理をすることができる。
- 建築事件の施工瑕疵一覧表のメリットとして、調停に付した際などに、法律の専門家ではない調停委員や専門委員にも分かりやすく見てもらえるという点もある。

(2) 一覧表を用いた争点・証拠整理のプラクティスの応用可能性

(争点整理の促進につながる応用例)

- 通常事件でも、争点に応じて適切な一覧表ができると争点整理がはか

どる。実際に作成した事例の一つ目は、賃貸借契約で貸主の修繕義務が争われた事案で、目的物の現状、修繕義務の根拠、修繕義務違反の有無等について裁判所で一覧表のひな形を作成し、そこに当事者の主張を書き込んでもらった。二つ目は、賃貸借契約で原状回復費用を求めた事例で、現状がどうなっているのか、原状はどうだったのか、原状回復費用額がいくらなのかが争点になっている事案で、同様に一覧表を作成した。一覧表を作成する際は、裁判所が特に重要と考えている争点を当事者に示すことで、そこにフォーカスした主張・立証の補充がされることが期待できる。当事者は準備書面で主張は足りていると考えており、新たに一覧表を作成する必要性を感じていないことが多いが、いずれの事例も、事前にどのような一覧表を作成するかを決め、それを当事者に示して議論することで理解を得た。

- 当事者に事案の構造を意識して一覧表を作成してもらうことで、主張の根拠が明確になり、その時点での裁判所の心証もある程度示すことができる。
- 時系列表が役立った事例として、企業間の共同事業がとん挫した事案で、当事者が当初は契約の成立を前提とした主張をしていたが、時系列表を作成して問題となる事実を明示しながら議論することで、契約は成立しておらず、契約締結上の過失の有無が争点となることに当事者が気付き、これに絞って争点整理をすることができた。

(事案に即した応用可能性)

- 一覧表には様々な種類があるが、それぞれ目的や機能が異なっており、その目的等に応じて使い分けるべきである。時系列に沿った事実整理を目的とする一覧表は例えばセクハラを理由とする損害賠償等の事実認定で、主張の対比を目的とする一覧表は複数の遺産について多くの主張がされている相続人間の事件等で、金額の整理・計算を目的とする一覧表は、損害額の整理が必要な事案や共同事業の清算に伴う収入・支出の整理が必要な事案等で、それぞれ活用できる。判決にどのような一覧表を添付するのかを念頭に置き、場合によっては裁判所からフォーマットを示して早めに作成を依頼することが重要である。
- 争われている事実の個数が100以上あるという事案で、判決起案の段階で裁判所が一覧表を作成して判決に添付したが、主張整理の段階から当事者に作成してもらえばより迅速に審理が進んだのではないかと思う。行政事件でも、情報公開の事案や、法解釈ではなく事実認定がメインで争点の数が多い事案では、一覧表の作成が有用である。

2 専門訴訟におけるその他のプラクティスの応用可能性について (医療事件における過失論等)

- 応用可能なプラクティスとして、①医療事件の過失論、機序論、②専門家との対話の在り方・ノウハウの2点が挙げられる。①につき、過失論は一般的な不法行為事件の過失を検討する際に汎用性のある思考方法であり、機序論は例えば工作機械を使用中に事故が発生した事案で結果から遡って当該事故の原因は何かを検討する際に応用可能である。不法行為や不定型な契約の債務不履行事件では、当事者が過失と最終的な損害との結び付きを意識せず、損害と関係がない様々な過失まで主張する事案があるが、損害から過失を考えるという逆方向からの思考方法が応用できるのではないか。②につき、専門委員や鑑定人との間で、法律家と専門家の見方のずれも意識し、法的な分析や専門的知見について質疑応答しながら事案を解明していくという対話の在り方は、事件類型が異なっても共通するものである。

(医療事件における専門家の活用方法)

- 医療事件で鑑定人を探す際に、まず専門委員を指定し、その専門委員に鑑定人候補者を挙げてもらうことで適切な鑑定人を選任するという運用を行っているが、この方法は他の事件にも応用可能と思われる。また、当事者の協力医のような専門家について、意見書を作成する前に質問事項等を裁判所と代理人で調整し、意見書が争点に即したものになるように調整しているが、他の事件でも私的専門家の意見書を作成する際に応用できるのではないか。

3 I T 化が進む中における専門訴訟の審理運営上の工夫について (画面共有機能等の活用)

- 知財訴訟において説明会を行う際、画面共有機能を使用して、当事者に説明してもらうことで、裁判所も当事者もビジュアル的に論点を理解でき、準備書面のみでは見落としていた疑問点等も明らかになった。
- Teams の機能を用いた工夫として、①ファイル共有機能で、準備書面のデータを取得し検索できるようにしたり、一覧表のデータを共有して当事者双方に一覧表に記入してもらったりする、②画面共有機能で証拠として提出された写真を表示して、口頭で説明してもらう、③チャット機能を用いて手続の内容のフィードバックと次回までの宿題を投稿するといったことができる。
- 交通事件につき、画面共有機能でドライブレコーダーの映像を見ながら

当事者に説明してもらったところ、裁判所も心証を得やすいし、その心証について当事者の理解も得られやすいと感じられた。

(証拠の提出方法)

- カルテの証拠提出の方法について、病院へ送付嘱託すると、ほとんどの事案で大量に書類が届き保管に苦心しているため、全体をPDF化してもらい重要なものののみ紙で提出してもらう等の方法を検討している。これに限らず、IT化に伴い、大量の証拠が未整理のまま裁判所に提出されることも懸念されるが、それでは、真に重要な証拠が分かりづらくなってしまう。主張と証拠の対応関係を裁判所が主導して明らかにさせが必要であり、一覧表にカルテの重要部分を書いてもらい該当部分のみ提出するとか、いずれは一覧表のリンクからカルテが見られるなどの方法も考えられるのではないか。
- 電子カルテを証拠提出する場合には、記載箇所を判決書で特定するためにページ数を付ける必要があることから、代理人には、一旦紙に出力してページ数を付してから、それをPDF化して提出してもらっている。IT化後の提出方法について弁護士会とも議論していく必要があると思われる。

協議事項3 専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について

- 1 専門分野の枠を越えた専門的知見の活用可能性について
- 2 庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について
- 3 専門家の確保について

【協議の概要】

専門的知見は、当該専門分野の専門訴訟において必要とされるにとどまらず、他の専門分野や通常の民事訴訟においても必要とされることが少なくなく、また、専門部等において必要とされるにとどまらず、非設置庁においても必要とされるから、専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について意見交換がされるとともに、専門的知見を積極的に活用する前提として様々な専門分野の専門家を確保するに当たっての課題や方策について議論がされた。

1 専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について

- 他庁所属の医事関係の専門委員の職務代行を依頼する際、一定期間内に専門委員を依頼できる回数の制限、出席を求めるこことのできる期日の回数の制限、意見まで求めることができるか説明にとどめる必要があるか等について、各庁が専門家団体との間で取り決めるなどした各庁特有のルールに従う必要があるため、他庁への依頼にはハードルの高さを感じる。IT化により他庁所属の専門家に関与してもらいやすくなると思われるので、各庁特有のルールがその妨げにならないよう、解消できるルールはないか改めて検討することが必要であると感じている。
- 当高裁管内では、医事関係の鑑定人を推薦するネットワークが運用されているが、利用できるのは医療事件のみという制約がある。立ち上げ時から相当時間が経過していることも踏まえ、医師の負担も考慮しながら、医療事件以外も依頼することができないか働き掛けをしていく必要がある。

2 専門家の確保について

- 専門家を確保するに当たってのあい路として、医師からは、繁忙であること、鑑定等は論文と異なり医師の実績にならず、負担に応じたメリットがないことなどを指摘される。今後の取組として、リタイアした医師に専門委員をお願いすることも考えている。鑑定と異なり、専門委員として説明を聞くのは現役の医師である必要はないのではないか。
- 専門家の確保に当たっては、専門委員の知人を紹介していただく等、個人

的な信頼関係の構築も重要であるが、コロナ禍で、専門家との協議会などのつながりの機会が断たれており、ウェブ会議による意見交換会の開催を試みている。

- 商事非訟事件では、株価が問題となる事案等で、公認会計士に専門委員や鑑定人になっていただくことがあり、他庁からの推薦依頼にも応じているが、候補者が不足しており、これを解消する方法を検討している。
- 専門委員から、他の専門委員が事件にどのように関与しているかを知りたいという要望があるので、専門委員の勉強会を開催できないかと考えている。